

## 申請書等における性別記載の見直しについて

## 1 性別記載見直しの方向性

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）への配慮の観点から、市が市民に提出を求める申請書や交付する証明書等については、市に裁量の余地がないもの（国や府など、市以外が様式を定めているもの）や、業務上、性別情報が必要となる理由があるものを除き、性別記載を廃止するとともに、性別記載を廃止できない申請書等についても、できる限り性別記載方法を工夫する方向で進めている。

## 2 申請書等における性別記載の見直しに関する調査状況

(令和元年7月18日現在)

性別記載のある申請書等※	性別記載廃止の可否		否の場合、廃止できない理由		性別記載についての方向性 (廃止予定、工夫可、現行のまま)	
	可					
127	可	41	—		廃止予定	41
	否	86	性別により配慮または対応をするため収集する必要がある	59	工夫可	1
					現行のまま	58
			統計上、収集する必要がある	7	工夫可	2
					現行のまま	5
法令等に基づき、本人確認等のため収集する必要がある	20	現行のまま	20			

※市に裁量のある申請書等のうち、法令、例規、要綱等で定めているもの。

アンケートなど任意で作成したものは含まない。